

豊橋市三の丸会館指定管理者募集要項

平成 30 年 7 月

豊橋市文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

目次

1	趣旨	1 頁
2	施設の概要	1 頁
3	指定管理者の指定期間	1 頁
4	指定管理者の指定	1 頁
5	協定の締結	1 頁
6	指定管理者が行う業務	2 頁
7	指定管理料	2 頁
8	物品の帰属	2～3 頁
9	施設運営に係る収入	3 頁
10	公租公課について	3 頁
11	指定管理業務の基準	3～6 頁
12	応募資格等	6～7 頁
13	選定方法及び選定スケジュール	7～9 頁
14	応募書類	10 頁
15	応募の手続き	11 頁
16	問い合わせ先	11 頁

豊橋市三の丸会館指定管理者募集要項

1 趣旨

豊橋市三の丸会館は、伝統的な市民文化の向上に資することを目的とした文化施設です。利用者が安心安全に施設を利用できるよう管理運営を行うとともに、本格的なお茶会や華道展のみならず、より多くの市民がこれらの伝統的な市民文化を気軽に楽しめるような機会を創出し、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成する創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設の名称 | 豊橋市三の丸会館 |
| (2) 所在地 | 豊橋市今橋町3番地の1 |
| (3) 施設概要 | |
| ①敷地面積 | 2,100 m ² |
| ②延床面積 | 401.11 m ² |
| ③庭園面積 | 1,170 m ² |
| ④構造 | 母屋（鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建）
茶室（木造平屋建） |
| ⑤設備 | 茶室 4.5畳・8.5畳、和室 17.5畳（3室）、
立札茶席（定員 17人） |
| (4) 開設 | 昭和 61 年 4 月 |
| (5) 設置目的 | 伝統的な市民文化の向上に資するため |

3 指定管理者の指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 指定管理者の指定

平成 30 年 12 月市議会での議決を経た後、市長が指定管理者として指定します。

5 協定の締結

指定管理者の指定終了後、募集要項、仕様書の中で協議事項としている項目等について協議の上、協定を締結します。

なお、本業務は豊橋市公契約条例（平成 27 年豊橋市条例第 43 号）第 2 条第 2 号に規定する特定公契約の対象となり、上記協定には同条例第 6 条から第 12 条に掲げる事項を定めます。

6 指定管理者が行う業務

別紙仕様書のとおり

7 指定管理料

市は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が事業計画書に基づき提示した金額を参考に、予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、協定の中で指定管理料の額を定めます。

(1) 指定管理料の支払い

経費については、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、分割（4半期毎を予定）で支払うものとします。なお、支払い時期や方法は協定にて定めます。

(2) 指定管理料に含まれるもの

指定管理料には次のものが含まれます。

①人件費

②管理費（一件あたり100万円（消費税抜き）以下の修繕及び光熱水費等施設の管理運営に要する経費）

③事務費（事務用品等施設の管理運営に係る事務に要する経費）

ただし、事業費のほか、管理費のうち市が指定するものは指定管理料に含まれないものとします。

(3) 管理口座・区分経理

経費及び収入は、指定管理者の団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理を行うにあたり、団体自身とは独立した経理を行ってください。

(4) 修繕等の取扱い

修繕及び工事は市の指示又は指定管理者の判断により、指定管理料及び利用料金収入の範囲内で指定管理者の負担において行ってください。ただし、一件100万円（消費税抜き）を超える修繕等については、原則市の業務とします。また、修繕等を行う場合には、月日、内容、金額について事前に書面にて報告をしてください。

ただし、市に報告する暇がない緊急を要する場合はこれによらず修繕等を実施することができます。この場合、事後に報告をしてください。

(5) 備品の取扱い

三の丸会館で使用している設備、備品等については貸出備品として無料で現状のまま引き続き使用していただけます。

貸出備品（一件あたり100万円（消費税抜き）以下）が破損等により修理不可能な場合は、指定管理料の中で代替品を購入していただけます。

8 物品の帰属

指定管理料及び利用料金収入により購入した物品については、市に帰属する

ものとしします。

9 施設運営に係る収入

- (1) 利用料金は、指定管理者の収入となります。また、指定管理者が自主的にサービスを提供する場合は、参加費等の利用に係る必要な料金についても指定管理者の収入となります。
- (2) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。また、指定管理者が自主的にサービスを提供する場合の利用に係る必要な料金についても、市長の承認が必要です。
- (3) 利用料金の減免は、市長が定める基準に基づき指定管理者が行います。減免に対する市からの補填はありません。また、收受した利用料金の還付についても、指定管理者が行います。

10 公租公課について

指定管理者は、事業を行う者にかかる事業所税が課税されることがあります。課税・非課税は応募時の収支計画で判断することになりますので、詳細は豊橋市役所市民税課にお問合せください。

なお、消費税等の国税については税務署、県税については県税事務所へお問合せください。

11 指定管理業務の基準

(1) 指定管理業務の一括委託の禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、その業務の一部について、事前に市長の承認を得て委託し、又は請け負わせることができます。

(2) 関係法令及び条例等の遵守

指定管理業務の遂行にあたっては、関係する法令及び条例等を遵守しなければなりません。

- ① 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ② 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ③ 豊橋市三の丸会館設置及び管理に関する条例、同条例施行規則
- ④ 豊橋市文化施設の利用等に関する要綱
- ⑤ 豊橋市文化施設利用料金減免措置要綱
- ⑥ 豊橋市三の丸会館連絡調整会議設置要綱
- ⑦ 豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- ⑧ 豊橋市行政手続条例及び同条例施行規則
- ⑨ 豊橋市情報公開条例及び同条例施行規則
- ⑩ 豊橋市公契約条例及び同条例施行規則

⑩ その他管理運営を行うにあたり必要な法令等

(3) 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合は、豊橋市個人情報保護条例（平成 17 年豊橋市条例第 1 号）に基づき、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、同条例を参考に個人情報を保護するために必要な内部規程やチェック体制を構築するなどの措置を講じてください。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、豊橋市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

(4) 守秘義務

指定管理業務の遂行にあたり、知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはなりません。指定期間終了後及び指定解除後も同様とします。

(5) 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、とよはしエコマネジメントシステム（以下、T-E M S）の取組みに基づき、次のような環境への配慮に留意してください。

- ① 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進すること。
- ② 廃棄物の発生抑制に取り組むこと。
- ③ 電気・天然ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の節減及び水道使用量・用紙購入量節減に向けた T-E M S の目的目標により取組みを推進すること。

(6) 市等が実施する事業への協力

市や市教育委員会が行う申込みの優先受付けなど、実施する事業への支援・協力を積極的に行ってください。

また、施設の利用料金の減免等について市の指示がある場合はこれに従ってください。

(7) 保険加入業務

施設利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険（賠償金についての補償）に加入してください。

(8) リスクへの対応

指定期間中、主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応します。

区分	リスクの種類	内容	指定管理者	豊橋市
共通	法令等変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす市の条例等方針の変更によるコスト変動		○

		指定管理者が行う管理運營業務に影響を及ぼす法制度等の変更によるコスト変動	協議事項	
	第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害等による場合	○	
		建物・設備の瑕疵に起因するもの	協議事項	
		施設の運営管理の過失に伴うもの	○	
	物価	指定後のインフレ・デフレ	協議事項	
	金利	金利の変動	協議事項	
	不可抗力	自然災害	協議事項	
施設及び設備管理	保守点検	市の理由による業務内容等の変更による保守点検費用の増大		○
		指定管理者の責による保守点検費用の増大	○	
		保守点検の不備による機器等の不調、器具・備品の破損	○	
		指定管理者の責による施設維持管理上の事故、怪我の発生及び拡大	○	
		セキュリティの不備による事故・火災の発生	○	
施設運営	来場者の受付、案内	来場者の誘導の不手際による事故、怪我	○	
	傷病人への対応業務	対応の不手際による症状の悪化	○	
	その他	指定管理者の責による来場者からのクレーム	○	

(9) 事業報告

指定期間中の施設の利用状況（利用件数、利用者数、土日・平日別の利用率等）、運営状況を定期的に報告していただきます。報告時期、書式・評価項目等については、協定において定めるものとします。

(10) 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するため、市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。運営状況が適正でないと認められる場合は、市は指定管理者に対して指導を行います。

なお、随時モニタリングでは、毎年度の事業報告に合わせ、決算書等を提出してもらい、指定管理者の財務状況の健全性も確認します。

(11) その他

① 指定管理者は、自己の負担で、円滑かつ支障なく管理運營業務を遂行できるように、前指定管理者及び市と指定期間開始前において引継ぎなど事前準備を行ってください。

- ② 指定管理者は、自己の負担で、施設利用の打ち合わせ、利用者との技術的打ち合わせ等、指定管理期間開始前において事前準備を行ってください。
- ③ 指定管理者は、その指定期間満了までに自己の負担で、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行ってください。
- ④ 公の施設として、公平な運営を行ってください。
- ⑤ 利用者のニーズを的確に捉え、利用者の満足度を高めることができるように運営を行ってください。
- ⑥ 予算の執行に当たっては、事業計画書、収支予算書に基づき適正かつ効率的な管理運営を行ってください。
- ⑦ 事件、事故、災害等緊急時には、速やかに現場に赴き、適切な対応を行ってください。
- ⑧ 施設の管理運営に当たっては、市の指示、指導に従ってください。
- ⑨ 市の施設保全計画に基づき、指定期間中に施設の改良保全工事を実施する可能性があります。休館を伴う工事等を実施する場合、不要となる維持管理業務は減額措置をとることとし、別途協議することとします。

1.2 応募資格等

(1) 応募資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人、法人以外の団体（個人での応募はできません。）とします。また、職員は、その業務内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とし、業務実施にあたり法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任しなければなりません。

(2) 複数の団体より構成されるグループ（以下「グループ応募」という。）による応募について

単独の団体で、指定管理者が行う業務を自ら担えない場合、これらを担える団体とグループ応募してください。その場合には、代表団体を定めてください。

応募書類提出後のグループ構成員の変更については、原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、代表団体を除き認める場合があります。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する場合、応募者になることはできません。また、グループ応募についても、応募者の制限はそれぞれの構成団体に適用されます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- ② 国税（法人税、消費税及び地方消費税）・県税（法人県民税、法人事業税）・市税（法人市民税）等を滞納している団体

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きを開始している団体
- ④ 以下に該当する団体
- ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる団体
 - イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している団体
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている団体
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体
 - カ 役員等又は使用人が、ア～オのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている団体
- ※上記の④に掲げるものについては、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、申請団体が該当するかどうかを豊橋警察署長に照会しますので、申請にあたってはあらかじめご了承ください。
- ⑤ 本市から指名停止を受けている団体
- ⑥ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して 2 年を経過しない団体

1.3 選定方法及び選定スケジュール

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、書類審査及び面接審査により行い、審査にあたっては、選定委員会を設置し、同委員会の審査による選定を受け、決定します。なお、面接の日時等の詳細は、別途通知します。

(2) 予定審査項目と配点

審 査 項 目	配 点
(A) 管理運営に当たっての基本方針	30 点
① 管理運営の基本方針について <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設置目的と合致しているか ・ 施設の特性や業務内容を理解しているか ・ 平等な利用への配慮 	

<p>②成果目標と自己評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営の目標が適切に設定されているか ・自己評価の体制、基準が確立されているか <p>③企業（団体）の社会的責任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業（団体）倫理、法令遵守、環境管理への対応は適切か 	
<p>(B)管理運営に関する具体的事項</p> <p>①施設の設置目的を最大限に発揮する管理運営業務の提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある施設運営を実現するもので、かつ効率的なものになっているか ・文化振興の取り組みに関する考え方を反映した提案となっているか <p>②利用者サービスの向上に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスにつながる方策が図られているか ・休館日、開館時間について具体的な方針を示した提案となっているか <p>③利用促進に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進、利用率向上に関し具体的方策がとられているか ・料金の設定が施設の利用を促進させるものとなっているか <p>④人員体制、責任体制及び人材育成について(様式第4 に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ安全に管理運営できる人員配置となっているか ・人材育成方針・研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか <p>⑤施設の維持管理についての方針・提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を実施することができるか ・業務の再委託における市内業者優先、地元の雇用確保の促進など地域経済の活性化方策が図られているか <p>⑥危機管理対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保策、事故防止策、個人情報保護策などの体制、教育は適切か 	40 点
<p>(C)施設経営に関する事項</p> <p>①コストの縮減を図るうえでの方針・提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか ・市費負担軽減につながっているか 	20 点
<p>(D)団体の実績及び能力</p> <p>①組織の基盤、経営状況</p>	10 点

<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営及び自主事業を行うための組織の規模・財政的基盤を有しているか 	
②類似業務の運営実績など（様式第6に記載）	

(3) 選定結果

応募された団体に、平成30年11月中旬を目処に文書で選定結果を通知します。

(4) 選定スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ① 申請書等の配布 | 平成30年7月2日(月)～7月31日(火) |
| ② 説明会の開催 | 平成30年8月7日(火) |
| ③ 質問の受付 | 平成30年8月7日(火)～8月17日(金) |
| ④ 質問の回答日 | 平成30年8月31日(金) |
| ⑤ 申請書の受付 | 平成30年9月3日(月)～9月7日(金) |
| ⑥ 書類審査及び面接審査 | 平成30年9月～10月 |
| ⑦ 指定管理者の選定結果通知 | 平成30年11月中旬 |
| ⑧ 指定管理者の指定 | 平成30年12月議会議決後 |

※説明会について

平成30年8月7日(火)に説明会を開催します。参加を希望される団体は、7月31日(火)午後5時15分までに「説明会の参加申込書」(様式第8)をFAXまたは電子メールにより提出してください。申請を予定している団体は、必ず参加してください。

FAX 0532-56-1081

E-mail bunka@city.toyohashi.lg.jp

ア) 開催日時：平成30年8月7日(火) 午前10時から

イ) 開催場所：豊橋市今橋町3番地の1

豊橋市三の丸会館 和室

ウ) 説明会に参加される方は、2名までとさせていただきます。

※質問の受付について

申請に当たって質問のある場合は、平成30年8月7日(火)から8月17日(金)午後5時15分まで受け付けます。「質問書」(様式第9)に記入の上、FAXまたは電子メールにより提出してください。

FAX 0532-56-1081

E-mail bunka@city.toyohashi.lg.jp

※質問の回答日

平成30年8月31日(金)に郵送又はメールにて回答します。

※提出書類について

書類はすべてA4サイズで統一してください。

1 4 応募書類

(1) 指定管理者指定申請書（様式第 1、様式第 1 の 2）

(2) 事業計画書（様式第 2）

(3) 提案の概要（様式第 10）

※指定管理者に指定された場合、提案の概要は豊橋市「文化のまち」づくり課のホームページで公開します。

(4) 指定期間内の各年度及び合計の管理に係る収支予算書（様式第 3）

※収支予算書については以下の 2 通りを提出してください。ただし、原則として①の予算書を評価対象とします。

①消費税率 10%（平成 31 年 10 月以降引き上げ）として算出

※消費税率引き上げの際は、条例で定める利用料金の上限額についても改正する予定です。

②消費税率 8%（5 年間据え置き）として算出

(5) 利用料金についての提案（様式第 3 の 2）

(6) 施設運営の体制づくりについて（様式第 4）

(7) グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担（様式第 5）

(8) 類似施設の運営実績（様式第 6）

(9) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第 6 の 2）

役員等名簿については、電子データも提出してください。

(10) 団体に関する書類

① 団体概要（設立趣旨、事業内容、役員名簿、事業規模(予算、人員)等）

② 定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類

③ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び前年度の事業報告書

④ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書、国税（法人税、消費税及び地方消費税）・県税（法人県民税、法人事業税）・市税（法人市民税、固定資産税、事業所税）に係る納税証明書、過去 3 年間の貸借対照表、過去 3 年間の損益計算書、銀行残高・借入証明書、法人税申告書等の写し [税務署に提出した書類及び添付書類 {経費内訳書、科目明細（売掛金、未払金等）} の写し]

⑤ 法人以外の団体にあつては、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去 3 年間の収支決算書、過去 3 年間の貸借対照表、過去 3 年間の財産目録、銀行残高・借入証明書、法人税申告書等の写し

⑥ 過去 3 年間のキャッシュ・フロー計算書又はそれに準じた計算書

⑦ その他市長が必要と認めた書類

(11) 提出部数

正本 1 部と、各写し 10 部（団体に関する書類は 2 部）を同時に提出して

ください。

1 5 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布

① 配布期間

平成 30 年 7 月 2 日(月)から 7 月 31 日(火)まで

配布は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。

② 配布場所

豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課（市庁舎西館 3 階）

(2) 応募書類の提出期間及び提出先

① 提出期間

平成 30 年 9 月 3 日（月）から 9 月 7 日（金）まで。原則として提出後の修正はできませんが、市が認める場合に限り 9 月 11 日（火）まで再提出を受け付けます。ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。

受付は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、持参に限ります。

※必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。なお、指定管理者の指定の告示後、返却の申出があれば指定管理者となった団体以外の応募書類については、返却します。

② 提出場所

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課（市庁舎西館 3 階）

(3) 応募の辞退

応募書類を提出した後、辞退するときは、辞退届（様式第 7）を提出してください。なお、その提出は選定委員会の開催 5 日前までとします。

(4) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(5) 応募書類の情報公開

応募書類については、豊橋市情報公開条例（平成 8 年豊橋市条例第 2 号）に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断されます。

1 6 問い合わせ先

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話 0532-51-2873